

## 新潟港輸出コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟港の利用拡大を推進するため、新潟港を利用してコンテナ貨物を輸出する事業者に対し、その実績に応じて、コンテナ輸出に要する経費の一部を補助するものとし、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「事業者」とは新潟港を利用してコンテナ貨物を輸出する荷主（商社を経由して行う荷主を含む。）をいう。

### (補助対象者等)

第3条 補助の対象となる事業者は、補助対象期間中において新潟港を利用してコンテナ貨物の輸出を拡大させたもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、新潟県が施行する「輸出コンテナ貨物等利用拡大支援事業補助金交付要綱」に係る補助金と同一年度に対象となる事業者は除く。なお、新潟市内に事務所・事業所等や住所等を有する事業者は新潟市税を完納していること。

- (1) 補助対象期間の前3か年度において、新潟港を利用した輸出実績がないもの。
- (2) 新潟港を利用したコンテナ貨物の輸出量を、補助対象期間の前3か年度のうち利用実績が最も多い年度に比べて、10TEU以上増加させたもの。

### (補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日で終わるものとする。

### (補助金の額等)

第5条 補助金の額等は、予算の範囲内において、次の各号に定める額を交付する。ただし、他港のコンテナ貨物に係る補助金の対象となる貨物は、当該補助金の対象から除く。

- (1) 第3条第1号に該当した場合は、補助対象期間の輸出実績1TEU当たり1万円（1事業者の上限額は50万円）
- (2) 第3条第2号に該当した場合は、増加分1TEU当たり1万円（1事業者の上限額は50万円）

### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない（ただし、第3条第1号の場合は、

- (2)の提出は不要）。
- (1) 事業計画内訳書（別記様式第8号）
- (2) 補助対象期間の前3か年度の新潟港を利用したコンテナ輸出状況が分かる書類（船荷証券等）の写し

(3) 市税の納税証明書（新潟市制度用）（ただし新潟市内に事務所・事業所等や住所等若しくは把握可能な資産がない、又は設立間もないなどにより新潟市税の課税がないことが推定される事業者は不要）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、本条第1項による申請があった場合は、遅滞なく審査を行い、補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする

（計画変更の申請）

第7条 補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）又は中止する場合には、変更承認申請書（別記様式第3号）により、市長の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更とは、補助事業者の変更又は補助金の額に変更が生じるコンテナ取扱量の変更以外の変更とする。

3 本条第1項の規定による変更を承認した場合は、変更承認通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、前条の規定により中止の届け出があった場合又は次の各号に該当する場合には、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 補助対象期間中に補助対象要件を満たさないことが明らかになったとき。

(2) 次条第2項に定める期限までに実績報告書の提出がなかったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

2 市長は、前項により補助金交付の取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書（別記様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金交付の決定を受けた事業者は、実績報告書（別記様式第6号）に、次の各号の書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) 実績報告内訳書（別記様式第9号）

(2) 補助対象期間中に新潟港を利用したコンテナ輸出状況が分かる書類（船荷証券等）の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出の時期は、補助対象期間の最終日までとする。

（額の確定等）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、遅滞なく審査を行い、補助事業の成果が補助金交付条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、その旨を補助金等確定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住 所  
 名 称  
 代表者職氏名

新潟港輸出コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金 交付申請書

新潟港輸出コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

1 交付申請

補助対象期間中 新潟港利用見込	輸出コンテナ本数		
	TEU		
前3か年度の最高実績	TEU		
補助対象経費			
交付申請額	円		
算定根拠	要綱第3条第 号適用 TEU × 円 限度額 円		
補助事業の予定開始年月日	年	月	日
補助事業の完了予定年月日	年	月	日
補助金交付を受けている 事業の情報の公表と その内容、方法及び時期			
担当者 連絡先	所属・部署		
	役職・氏名		
	TEL		
	E-mail		

2 確認事項

次の事項を確認のうえ、□に✓を記入して下さい。

□ この要綱に定める補助の対象者に相違ありません。

別記様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印  
(担当 )

新潟港輸出コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金 交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで提出のありました新潟港輸出コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金交付申請について、審査の結果、次のとおり決定したので、同補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

交 付 決 定 額	円
交 付 条 件 又 は 不 交 付 の 理 由	

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住 所  
名 称  
代表者職氏名

新潟港輸出コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金 変更申請書

年 月 日付第 号の で補助金交付決定の通知があった、新潟港輸出コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金について、変更・中止の承認を受けたいので、同補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

変更・中止の内容	変更前	
	変更後	
理 由		

※法人の名称変更、合併、分割により、事業計画記載の国際物流業務について追加・分割等の変更が生じる場合には、併せて新たな事業計画を添付して市長の承認を得ること。

別記様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印  
(担当 )

新潟港輸出コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金 交付決定変更通知書

年 月 日付け新潟港輸出コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき変更申請について、次のとおり承認し、決定したので通知します。

承認内容又は 変更交付決定額	
承認条件	

別記様式第5号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印  
(担当 )

新潟港輸出コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金 交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定したこのことについて、次のとおり、交付決定を取り消しましたので通知します。

取消の理由	
-------	--

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住 所  
名 称  
代表者職氏名

新潟港輸出コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金 実績報告書

新潟港輸出コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金の交付を受けたいので、同要綱第9条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

1 実績報告

補助対象期間中 新潟港利用実績	輸出コンテナ数
	TEU
前3か年度の最高実績	TEU
補助金（変更）交付決定額	円
補助事業完了年月日	年 月 日
情報の公表状況	

2 補助金振込口座

金融機関名	
本支店名	
口座種別	
口座名義	
口座番号	

3 添付書類

- ・実績報告内訳書（別記様式第9号）
- ・補助対象期間中の新潟港を利用したコンテナ輸出状況が分かる書類（船荷証券等）の写し
- ・補助事業に係る収支報告書（様式自由）

別記様式第7号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印  
(担当 )

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった新潟港輸出コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金について、  
次のとおり確定したので通知します。

交付決定額	円
交付済額	円
確定額	円

別記様式第8号（第6条関係）

年度 新潟港輸出コンテナ貨物利用拡大支援事業 事業計画内訳書

申請事業者名：

1 事業計画

荷送人 (Shipper)	貨物の内容	仕向国・港	コンテナ個数 (TEU)
合 計			

2 前3か年度実績（新潟港利用分）

(1) 年度

荷送人 (Shipper)	貨物の内容	仕向国・港	コンテナ個数 (TEU)
合 計			

(2) 年度

荷送人 (Shipper)	貨物の内容	仕向国・港	コンテナ個数 (TEU)
合 計			

(3) 年度

荷送人 (Shipper)	貨物の内容	仕向国・港	コンテナ個数 (TEU)
合 計			

※申請者と荷送人が異なる場合には、申請者と荷送人の関係が分かる書類を添付すること。

※表中の「貨物の内容」は「金属機械工業品」「化学工業品」など大まかな分類で構わない。

別記様式第9号（第9条関係）

年度 新潟港輸出コンテナ貨物利用拡大支援事業 実績報告内訳書

申請事業者名：

1 実績報告

荷送人 (Shipper)	貨物の内容	仕向国・港	コンテナ個数 (TEU)
合 計			

2 前3か年度実績（新潟港利用分）

(1) 年度

荷送人 (Shipper)	貨物の内容	仕向国・港	コンテナ個数 (TEU)
合 計			

(2) 年度

荷送人 (Shipper)	貨物の内容	仕向国・港	コンテナ個数 (TEU)
合 計			

(3) 年度

荷送人 (Shipper)	貨物の内容	仕向国・港	コンテナ個数 (TEU)
合 計			

※表中の「貨物の内容」は「金属機械工業品」「化学工業品」など大まかな分類で構わない。